

# 養蜂振興法が改正されました 趣味で養蜂する人も対象です

1

旧法では養蜂を職業としている人だけが対象でしたが、改正後は趣味で養蜂する人もみつばち飼育届の提出が義務となりました。  
※場合により罰金・過料が課せられます。

ただし、養蜂業者以外では以下に該当する場合は届出の必要はありません。

- 農作物等の花粉受粉のため、一時的にみつばちを飼育する場合。  
ただし、通年飼育する場合を除きます。
- 密閉された構造の飼育管理設備でみつばちを飼育する場合（研究機関等での飼育など）
- 反復利用可能な巣脾巣枠を用いないで飼育を行う場合、かつ蜂産品（蜜ろう、ローヤルゼリーその他、蜜蜂も含まれます）を採取しない場合、及び販売をしない場合。

届出が必要かどうか不明な場合は、県庁畜産課もしくは最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

なお、届出に必要な様式は以下の県庁ホームページからダウンロードできます。  
「ホーム」－「組織で探す」－「農林水産部畜産課」－「蜜蜂を飼われている皆様へ」  
<http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/chikusan/index.html>

## 2 みつばち飼育届とは？

みつばち飼育届は、県内の家畜衛生保健所の他に各市町村役所の農業担当部署で入手可能です。

毎年1月にその時点の飼育場所、箱数等を記載し、お住まいの役所に提出です。また、途中で飼育場所を変更する場合は、みつばち飼育変更届の提出が必要です。

※例えば那覇市にお住まいで、名護市に蜂場を持つ方は、那覇市に届出することになります。

みつばちを飼育する方は、毎年1月中に住所地を管轄する市町村に飼育届を提出してください。

（届出に関する問い合わせ）

沖縄県農林水産部畜産課 電話 098-866-2269

（衛生管理に関する問い合わせ）

沖縄県北部家畜保健衛生所 電話 0980-52-2939

中央家畜保健衛生所 電話 098-945-2297

宮古家畜保健衛生所 電話 0980-72-3321

八重山家畜保健衛生所 電話 0980-84-4111

県内の養蜂環境保全のため、ご協力お願いします。



特定非営利活動法人 女王蜂生産プロジェクト

〒905-0016 名護市大東2丁目5番14号

URL <http://www.okibee.jp>

FB <https://www.facebook.com/okibee88>

趣味で養蜂している人も対象となりました。  
みつばち飼育届が必要です。